

6 滝川市結婚相談員

結婚を望んでいる未婚者や未亡人、独身者は多いが、相手を得る機会がなかったり、本人が知る範囲で適当な相手がいないことから結婚できないでいる状態を助けるために、滝川市では結婚相談員を置くことになった。

昭和三十九年五月一日、八名の結婚相談員を委嘱したが、公の機関としての活動をはかるため同年六月四日滝川市結婚相談員設置規則を公布した。

相談員の任期は二年とし、その任務は結婚問題に関する相談と結婚あっせん、成立に寄与すること、毎週月曜日から土曜日まで総合福祉センター内に結婚相談室を開設し、毎月一回は相談員全員で会議を開きその効果を上げることをはかり、他市町の関係者との会合も行われてきた。

結婚希望者を登録しておき適合する相手の紹介や全員会合の機会を設けるなど、希望に適った結婚の達成に努めている。

結婚相談員(昭和五十四年十二月三十一日現在)

氏名	就任年月	退任年月	氏名	就任年月	退任年月
白水 務	元・平一	五・九三	田子 ヒサ	元・平一	四・四三
林 与市	同 右	四・四三	林 時枝	同 右	四・三三
林 ミツ	同 右	四・三三	三笠 金吾	四・平一	四・四三
井出 芳江	同 右	四・四三	三谷 キク	同 右	同 右
杉浦 善正	同 右	五・九三	岡部 力男	同 右	四・三三
藤波 孝成	同 右	四・四三	川南 征子	同 右	同 右

相沢 喜代	四・平一	現在	後藤 寅雄	四・六	一	五・九三
安藤 勝郎	四・四一	四・四三	平野 博信	五・一〇	一	現在
横山 七七	同 右	四・五三	河合 初枝	同 右	現在	
小田 中キヌ	同 右	五・九三	辻奥 隆敏	同 右	現在	
及川 美沙子	同 右	四・三三	岩井 武子	同 右	現在	
近野 錢太郎	四・平一	五・九三	山本 貞四郎	同 右	現在	
山口 行薫	同 右	四・三三	酒井 弥太郎	同 右	現在	
中川 久子	同 右	五・九三	長屋 昌也	同 右	現在	
早弓 房松	四・平一	同 右	野田 利	同 右	現在	
手嶋 二枝	同 右	現在				

第四節 社会福祉施設

1 福祉会館

社会生活において地域での集会や冠婚葬祭などに福祉会館的な施設が必要となり、各部落では自主的に集会所を作っていた。

市街地区においてもこの種施設は必要であるが、公共施設や寺院などを借用する例が多く、地区小単位にこの集会所は比較的になく、団地造成に当たって集会所を設置するようになった。

公営住宅の建設には公営住宅法第二条第一項第七号に基づき集会所・所が設けられることになり、現有施設では昭和三十七年建築入居の江陵団地集会所、団地内集会所では黄金町集会所が最初である。

部落内集会所の建設に対して住民から建築助成の要望が出された江部乙町では昭和三十八年三月二十日江部乙町規則第四号により江

部乙町会館等建設補助規則を公布して部落会館建設に対処することになり、建物建設費の一〇分の五以内で限度額三〇万円を越えない範囲の助成と定めた。

合併後は要綱をもって対処しており、現在は一平方メートル当たり一定の単価を定め、一五〇平方メートルまでの建築に対し約三分の一から五〇平方メートルの約二分の一の範囲における段階的助成により、二八〇万円まで程度の補助額範囲となっている。

さらに広範囲にわたる地区に対する大型福祉会館については、市が建設設置を行ってきた。

西地区総合福祉会館 西町地域の急速な発展に伴い集会所の不足もあるが、地域内に寺院もなく、体育スポーツ、集会に不便が多いところから市に対し福祉教育的施設の強い要望が住民から寄せられていた。

これに対し地域内の学校法人今野学園（理事長今野正義）滝川商業高等学校では第二体育館が不要となり解体計画にあるが、市が代替地を提供する場合は建物を市に寄付するとの話し合いが市長と学園間にまとまり、市議会承認のうえ、昭和四十七年六月二十三日市に寄付された。

これにより市では内部改修を同年八月一日から一〇日間をもって行い、昭和四十七年九月一日開館設置することになった。

位置 西町六丁目一番八号

敷地面積 三、五四九・〇八平方メートル 代替地購入費 三、三〇〇万円

建物面積 一、〇四二・〇六平方メートル

改修工事費 一五二万五、〇〇〇円

第二章 社会福祉

利用状況

年度	件数	人数	使用料	年度	件数	人数	使用料
四八	一、三九	三三、七六	七六三三	五一	一、七〇	三〇、五八	一、五、〇〇
四九	一、二六	一	八六〇〇	五二	一、九〇	三四、九五	一、二、八九
五〇	一、三三	一六、六五	九六六四	五三	二、一三	三三、〇五	一、六、三〇

地区福祉会館・団地・部落会館等の概要

区分	総数		建築財源状況		備考
	棟	面積 m ²	住民負担	市費負担	
地区福祉会館	四	三、四三・三		九三、四六	全額市費
団地集会所	三	七六九		七六九	同右
地域福祉会館	三	一、四〇六	三〇	一、四〇六	
町内部落会館	三	一、七六二	三	一、七六二	
計	七	七、四九〇	五	三、三六八	
				一、一、一	市補助金

注 昭和五十四年三月末日現在調査資料による。

総合福祉センター 市民の福祉活動の拠点となる総合福祉センター

は、さきの昭和五十年五月二十日完成の広域生活総合センターに接続して建設されることになり、旧中央保育所・公益質屋跡に建てられた。敷地は新しく約九千四百万円を投じ一、四八七・六平方メートルを購入して三、九二六・八平方メートルとし、建物前庭広場には六〇台の駐車場を配置した。

昭和五十年七月三十日着工、翌五十一年十月三十日完成して、翌十一月一日落成式を挙げて同日に開館となった。

位置 明神町一丁目五番二九号

建物 構造 鉄筋コンクリート造二階建

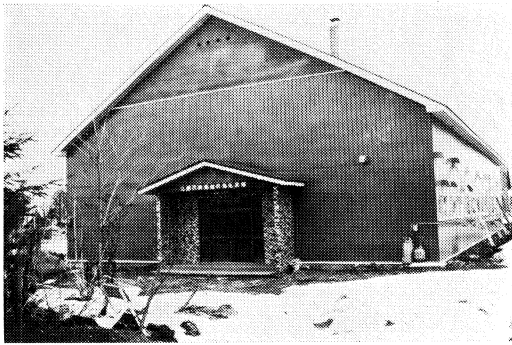
面積延一、三〇一・八二七平方メートル



総合福祉センター



西地区総合福祉会館



江部乙東陽地区福祉会館

室の配置

- 一階 六二一・〇八六平方メートル、二階六四五・三二七平方メートル、塔屋三五・四一四平方メートル
- 一階 事務室
- 一〇六・六三平方メートル 機能訓練室
- 一一六・六三平方メートル 休養室
- 九六・七六平方メートル 健康指導室
- 一〇〇・六四平方メートル 二階 集会室
- 二二三・四一平方メートル 遊戯室兼研修室
- 一一六・六四平方メートル

平方メートルである。

なお広域生活総合センターを含めた延総面積は二、一七六・六八

建設費用 一億五、〇〇〇万円

- 会議室 六六・九六平方メートル
- 小会議室 五八・三二平方メートル
- 器材庫 三三・四八平方メートル

本施設には福祉関係団体の事務所として社会福祉法人滝川市社会福祉協議会、滝川市民生委員協議会、北海道共同募金会滝川市支会、司法保護司会滝川地区会及び分区、滝川市遺族会、滝川市母子会、ボランティア団体、老人団体が入り、総合福祉センターの活動としては次のとおり幅広いものである。

- 福祉及び生活に関する相談
- 保健及び予防に関する指導・検診
- 障害者及び老人などの機能回復訓練
- 社会教育、社会福祉及びボランティアの研修、講習
- 住民福祉を推進する団体のコミュニティ活動
- 福祉団体の集会、会議、催しもの
- 婦人及び青少年幼児の福祉活動と行事
- 滝川市及び公共団体の会議、研修等

総合福祉センター利用状況

年度	区分	集 会 室	研 修 室	会 議 室	小 会 議 室	健 康 指 導 室	機 能 回 復 訓 練 室	計
五二	人 件	一四〇	三七	二七	三六	一五	一三	八七
五一	人 件	三六六	五	一八六	一三三	九六	三九	一〇二四
五二	人 件	二〇六五	四九〇	五二六	三〇七	三四七	三九四	三、二四八

地域福祉会館	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三
件	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
人	一七三〇	一七三〇	一七三〇	一七三〇	一七三〇	一七三〇	一七三〇	一七三〇
件	七五五	七五五	七五五	七五五	七五五	七五五	七五五	七五五
人	二七一九	二七一九	二七一九	二七一九	二七一九	二七一九	二七一九	二七一九
件	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七
人	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三
件	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三
人	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三
件	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三
人	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三	一〇三三

注 五十一年度は十一月から三月までである。総計には広域生活総合センターの使用状況は含まれていない。

会館名	所	在	建設年月日	面積	市支出金額	備	考
西地区総合福祉会館	西町六丁目一〜八		昭和四七・六・二〇	一、〇四二、〇六 [㎡]	一、三三〇	民生部生活環境課 自治振興係 管理	
東滝川地区福祉センター	東滝川町三丁目一〜二六		四八・一〇・三一	一四二、三二	四、四八八	〃	
東地区福祉ホーム	東町五丁目八〜一一		四九・一〇・三一	一三八、八一	四、二〇〇	〃	
南地区福祉ホーム	栄町一丁目九〜三二		四七・一一・三〇	一三八、一七	一、四二五	〃	
中央地区福祉会館	大町四丁目三〜一三		四九・一〇・三一	一三八、八四	三、一〇〇	〃	
朝日町地区福祉会館	朝日町西二丁目二〜一		四九・五・一〇	一二五、二三	二、〇二五	〃	
北滝の川地区福祉会館	北滝の川九七一の一		五〇・三・三一	三六〇、二一	二九、二八〇	〃	
江部乙東陽地区福祉会館	江部乙町一八三一の一		五〇・二・二七	三七〇、九八	六、八一〇	〃	
江部乙南地区福祉会館	江部乙町四五六の二		五〇・二・二五	一二七、二四	六、四三〇	〃	
江部乙北地区福祉会館	江部乙町一二五三の四		五〇・二・二五	一二七、二四	六、四三〇	〃	
本町地区福祉会館	本町三丁目四〜一三		五一・三・二〇	二九五、五八	二、八四二	〃	
旭沢集会所	江部乙町四〇二九		五二・一・一三	一九九、七九	一、八〇〇	〃	(社会教育課併用)
朝日町東会館	朝日町東二丁目二〜四		五三・七・三一	七七、七六	六、四〇〇	〃	
江部乙中央福祉会館	江部乙町東一丁目一〜四八		五三・二・一〇	一八九、一〇	一、九〇〇	〃	
緑町団地集会所	緑町六丁目五〜三一		四〇・三・三〇	六八、一八	七、〇〇〇	団地内集会所 自治振興係 所管	
黄金町集会所	黄金町東四丁目六〜三〇		三七・五・三	七一、九〇	七〇〇	〃	
朝日町集会所	朝日町西三丁目八〜三五		四四・二・六	七七、六八	六九九	〃	
銀川団地集会所	有明町三丁目三〜一三		四四・二・二(増)	五九、五〇	七六九	〃	
一の坂団地集会所	一の坂町東三丁目七〜六		四二・二・一	五九、五〇	九〇〇	〃	
江陵団地集会所	幸町四丁目三〜二七		三七・一・〇	四〇、一〇	〃	公営住宅集会所 建築住宅課 管理	
東団地集会所	東町六丁目六〜二七		四五・一・〇	五〇、三〇	〃	〃	

開西団地集會室	幸町二丁目一六〇一	四一・八	四一、八〇		公營住宅集會室
西六丁目団地集會室	北滝の川九二七	四五・一〇	五〇、三〇		建築住宅課管理
見晴団地集會室	北滝の川九七五の五七	四六・一〇	六〇、〇〇		
西五丁目団地集會室	北滝の川九三三	四八・一〇	五九、四〇		
滝の川団地集會室	北滝の川一一二〇の一四二	五一・一〇	七〇、二〇		
西町西和會館	西町五丁目六〇四〇	四七・五・三〇	五三、四六	八〇〇	地域福祉センター建設補助にもとづき建設した會館
開西會館	扇町三丁目一〇二八	四七・九・二三	四八、五〇	二、四〇〇	
平和會館	幸町一丁目四〇一八	四五・五・三	一三八、四八	七七五	
東二丁目部落會館	南滝の川	四七・六	六四、五四	四二〇	
西五丁目會館	北滝の川二七六	四八・八	五一、八四	八〇〇	
東八丁目滝の川會館	北滝の川一四二六	四八・八・二〇	五四、二七	八〇〇	
七連福祉センター	江部乙町西一三丁目一〇三二	四七・七・一五	七七、七六	八〇〇	
十一丁目町内福祉會館	江部乙町西一〇丁目一三〇三九	五〇・七・一〇	一四五、八〇	一、二〇〇	
十二の五部落會館	江部乙一八二八	五〇・九・一七	五八、三三	六一八	一八丁目
西九丁目町内會館	江部乙一〇五〇	四七・八	一〇三、六八	六五三	
西四會館	北滝の川	五一・九	六三、一八	二〇〇	
十一の五部落會館	江部乙東一九丁目	五〇・一・二三	五八、三〇	二〇〇	
三の二部落會館	江部乙東一丁目	五二・九・二七	六四、八〇	二〇〇	
東滝川第三區會館	東滝川	五一・六・三〇	六六、〇〇	四〇五	
東四會館	北滝の川二〇〇九	五二・一・三〇	五一、〇三	六四三	
西六丁目會館	北滝の川三八五の三	五三・一〇・三一	七四、三九八	二〇〇	九丁目
第一連合會館	江部乙七二三の六	五三・一〇・一〇	八二、五〇	二〇〇	
東六の二部落會館	北滝の川	五三・一・一五	二六、四〇	二八三	
第五連合會館	江部乙町	五三・一・一〇	九七、二〇	一、二六〇	(増改築五〇平方メートル以下)
新町地区福祉ホーム	新町三丁目二〇二二	五四・一・三一	一一〇、一六	一、五〇〇	西一一丁目
黃金町會館	黃金町	五四・九・一五			
東町共同炊事場	東町	四一・九	七一、七八		市の助成なしで建設した會館(通称東町會館)
坂下會館	東町				
東三丁目部落會館	北滝の川	四七・八	四六、四四		
西三丁目會館	北滝の川				
通り四丁目會館	二の坂町	二九・九	四一、二五		
西七丁目會館	北滝の川	三二・七・一〇			

第七編 厚生

工費 一、〇三五万円

増築 ブロック平家建 面積 三〇・七平方メートル

設置目的

工費 二二〇万円

玄関・ロビー等の一部増築して総建物面積四九四・四四平方メートルとなる。

増築年 昭和五十一年度

老人がすべての人々から敬愛され、心身の健康を保持するため、老人に対して各種の相談に応ずるとともに教養の向上及びレクリエーションのための便宜など、総合的に供与する施設として設置された。

老人福祉センター利用状況

年度	総数		老人クラブ集會		教養會合		娛樂演芸		保健衛生		その他		目的外使用	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
四一	三三九	一、四八〇	三	五	二五	一、六七	一、四三	一、四三	三	三	三	三	〇	五、三三
四三	三三〇	一、四〇三	四	六	一五	一、六六	一、五七	一、五七	三	三	三	三	〇	三、三四
四五	三六八	一、四六七	六	一〇	一六	一、三四	一、三三	四、三三	四	四	三	三	〇	二、五一
四七	三三三	一、〇五七	五	七	二六	一、四五	二、四二	二、九八	六	六	三	三	一	三、八六
四九	三三〇	七、六七六	〇	〇	六	一、三五	五	五	一	一	一	一	〇	三、八六
五二	三三〇	七、六七六	三	五	一〇	一、四四	六	六	三	三	三	三	〇	一、九四
五三	三三三	七、三二一	五	七	九	一、四五	一、四五	二、〇八	三	三	三	三	〇	一、四九

② 緑寿園 (位置 江戸乙町一、四二八番地の二)

昭和四十一年七月一日厚生省令第一九号で養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準が定められた。

身寄りがなかったり、居宅保護困難な老人又は心身に著しい欠陥のある老人で常時介護を要する者などを収容するこれらの施設が各地に設置されてきた。

滝川市にはこの種施設がなかったので道内の老人ホームに収容委託をしていたもので、近隣市町には昭和四十五年一月から歌志内市の公設中空知養護老人ホーム、同二月から芦別市の慈恵園に一名ずつの収容委託が早い方であり、昭和四十七年八月に新十津川町で特別養護老人ホームの建設着手がなされた。

滝川市にはこの種施設がなかったので道内の老人ホームに収容委託をしていたもので、近隣市町には昭和四十五年一月から歌志内市の公設中空知養護老人ホーム、同二月から芦別市の慈恵園に一名ずつの収容委託が早い方であり、昭和四十七年八月に新十津川町で特別養護老人ホームの建設着手がなされた。

滝川市においても設置計画をもち昭和四十八年度に滝川市福祉施設等建設審議会に老人ホームの設置を諮問した。同審議会では専門部会を設けて他市町の施設を視察調査のうえ、老人が健康で明るく生きがいのある老後を過ごせるため、老人ホームを中心に公園的施設を併置した老人福祉村の建設について答申した。

これを受けて市では検討を重ね老人福祉村マスタープランを設計した。昭和四十九年度から七年、八年を見込んだ建設計画のもとに位置を江戸乙町東十三丁目の小高く右狩平野を一望できるリング園内に決定し、まず昭和四十九年八月二十七日養護老人ホームの建設から着手した。同施設は翌五十年五月一日開園されて、滝川市立養護老人ホーム緑寿園と命名された。

続いて同年七月三十一日特別養護老人ホームに着手し、翌年五月一日開園、昭和五十二年七月二十四日軽費老人ホームの建設着工、五十三年四月一日開設と三施設を併設した。

昭和五十三年度からは六カ年計画で老人ホームに隣接した七・六ヘクタールを江部乙公園として造成することになり、総事業費約三億円を投じて、運動広場、修景広場、遊戯広場、観賞果樹園、観賞池、花園などの整備に入ったので、老人ホーム緑寿園と江部乙公園を含めた老人福祉村の建設は着々と目下進行中である。

緑寿園の運営には市の受託経営のため、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団を組織することになり、昭和五十一年十月十九日付厚生大臣の認可が下り、同月二十八日発起人会で役員や各種規則が定められて、昭和五十一年十一月一日正式に発足した。

役員構成は理事二名、うち理事長（市長）一名、副理事長（市助役）一名及び常務理事（福祉事務所所長）一名とし、また監事二名の計一四名である。

なお、入園費用については老人福祉法に基づいて徴収されている。

施設の概要

1 養護老人ホーム

設置目的 身体又は環境上の理由及び経済的理由により居宅養護の困難な者を収容し養護する。

設置年月日 昭和五〇年五月一日

建 物 構造 鉄筋コンクリート造 管理棟平屋建

居室棟ブロック二階建

面積 一、三六七・五四平方メートル（管理棟七三八・九八

第二章 社会福祉

平方メートル 居室六二八・五六平方メートル）

収容定員 五〇名（居室二人用二四室、一人用二室）

建設費等 建設費一億一、三〇〇万円、設備費七、七八五万円

着工 昭和四九年八月二七日

竣工 昭和五〇年三月二五日

2 特別養護老人ホーム

設置目的 身体又は精神に著しい欠陥があり、常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることが困難な者を収容し養護する。

設置年月日 昭和五十一年五月一日

建 物 構造 鉄筋コンクリート造平屋建（管理棟）

同 ブロック造平屋建（生活棟）

面積 二、三〇三・六六平方メートル

管理棟 七六六・一六平方メートル

居室棟 一、三四五・五〇平方メートル

訓練棟 一九二・〇〇平方メートル

建設費等 建設費建物 二億三八七万円

設備費 一億三、二三七万円

収容定員等 一〇〇名（居室四人室二五、寮母室三、他二〇）

着工 昭和五〇年七月三一日 竣工 五十一年三月一〇日

（完成面積 二、一一一・六六平方メートル）

増 築 着工 昭和五十一年七月一七日 竣工 五十一年一〇月三〇日

（完成面積 一九二平方メートル）

3 軽費老人ホーム（A型）

設置年月日 昭和五十三年四月一日

設置目的 低額な料金で収容し、給食その他日常生活上の便宜を供与する。

建 物 構造 鉄筋コンクリート造二階建

面積 一、四八〇・〇二平方メートル

建設費 一億五、四九六万円 設備費 二、二三八万円

着工 昭和五二年七月二四日 竣工 五三年三月二〇日

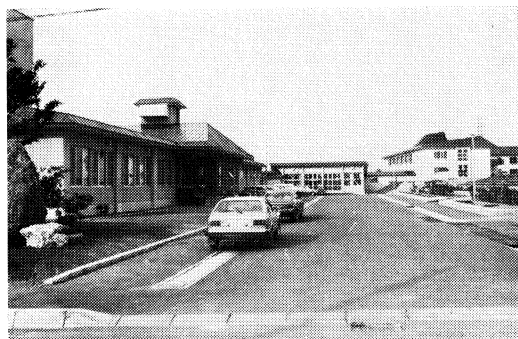
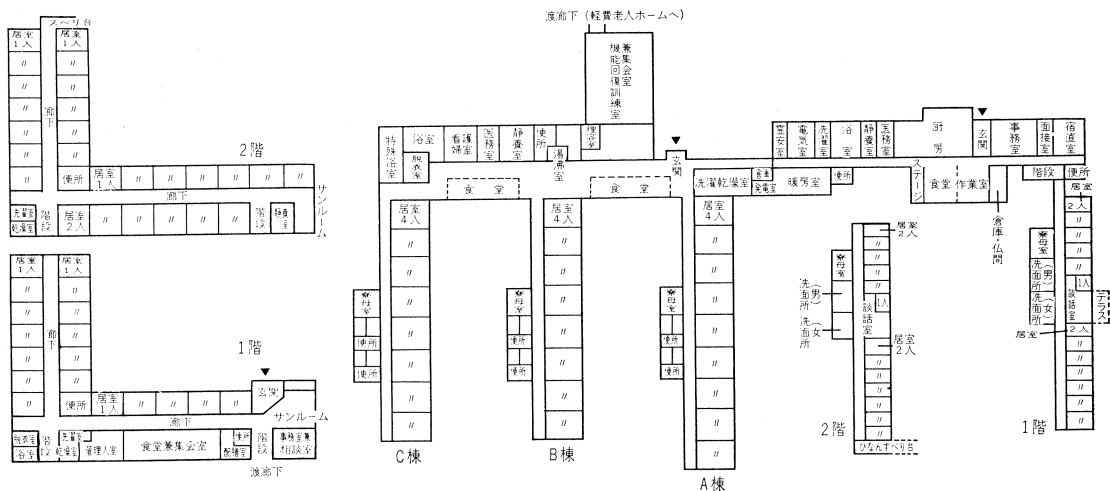
収容定員 五〇人（居室二人用六室、一人用三八室他二室）

全館平面図

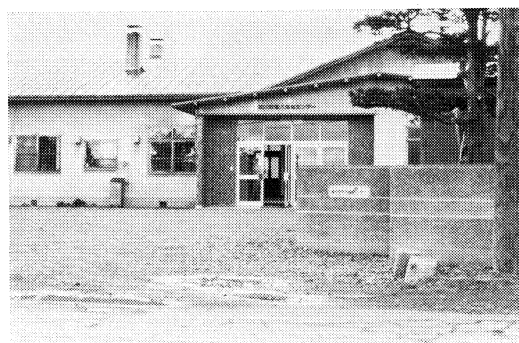
軽費老人ホーム

特別養護老人ホーム

養護老人ホーム



老人ホーム緑寿園



老人福祉センター

職員数

- 1 養護老人ホーム 計一四名(うち兼務二名)
園長(兼)一名、事務職員二名、指導員一名、寮母五名、
医師(兼)一名、看護婦一名、調理員二名、用務員一名
- 2 特別養護老人ホーム計三八名(うち兼務二名)
園長一名、事務職員二名、指導員一名、寮母二四名、医師
(兼)二名、看護婦三名、栄養士一名、調理員三名、用務員
一名
- 3 軽費老人ホーム 計一三名(うち兼務二名)
園長(兼)一名、事務職員二名、指導員(兼)一名、寮母四
名、看護婦一名、調理員二名、用務員一名、管理人一名

歴代園長

- 初代 小川 滝雄 一五年 二代 皆上 浩 五・五年
三代 秋山 義雄 五年 四代 高木 正義 五年現在

3 公益質屋

終戦後の経済変動に伴って生活は非常に圧迫を受けるようになり、少額所得の人々への金融緩和について緊急を要する問題であった。

滝川町では庶民の金融機関として公益質屋を設置することにして条例・特別会計予算・運転資金一〇〇万円の起債などの町議会議決を得て、昭和二十八年十一月二十六日条例第四〇号をもって「滝川町公益質屋条例」及び「同条例施行規則」を公布した。

市内明神町の中村質屋中村辰吉の協力を得て公益質屋として、昭和二十八年十二月五日から開設営業する

ことになった。

貸出条件として当初は一口二品一、〇〇〇円、一世帯五、〇〇〇円を限度として評価価額の一〇分の八以内とした。また生業資金の場合は一口二、〇〇〇円、一世帯一万円を限度にし、利息は月三パーセントで一五日以内の受け出しには半月分の一・五パーセントでよいこともあって、開設以来一般市民の利用は多く、翌二十九年に運転資金一〇〇万円を起債増額とした。

当時の民営質屋は利息月九パーセントであったので、民営からの苦情も寄せられる一幕もあったが、公益として限度額があり、堅実な運営が行われた。

昭和三十年六月、明神町四六（現在の広域生活総合センター位置）の職員住宅に六坪（一九・八平方メートル）の事務所とレンガ倉庫一五坪（四九・五平方メートル）を建設して移転した。

昭和三十年末には在庫二五〇万円となり、二〇〇万円の起債も収益の中から返済する繁昌ぶりであったが、昭和三十五年ころからは高度経済成長期を迎えて、国民生活の向上に伴い利用者がしだいに減少してきた。

昭和四十年には経営も赤字寸前であり、生活困窮による利用度が低くなったことから昭和四十一年三月をもって営業を廃止し、昭和四十一年度は残務整理を行った（参考、第六編第三章第十一節を参照のこと）。

公益質屋貸付状況

（金額単位千円）

年度	区分		品種				計
	衣類	身回品	反物糸類	国債	その他		
三四	金額 五、五一四	口数 八六	五三	三〇	一四四一、五三五	五、六二三	
三五	金額 四、六六一	口数 一八一	六三	七一	四三二二、三七〇	八、四一五	
（四一） （弁済）	金額 二四一	口数 二四一	一	一五	一二八一、四一八	四、八九六	
	金額 六二二	口数 六二二	一	一五	三八八二、二六一	七、四八七	
			一	三七	二六〇	五五四	
			二〇	一四六	六二六	一、四一四	

職業別貸付状況

年度	労働者	俸給生活者	商工業者	農業	その他	無職	計
三四	二、三四一	一、九七四	三九三	七四	六三六	二〇五	五、六二三
三五	一、九六七	一、八〇五	二六〇	四八	六一〇	四八	四、七三八
（四一） （弁済）	二二〇	二九七	一六	七	一三	一	五五四
（金額）	五八七	五八〇	一四一	一六	八四	七	一、四一四

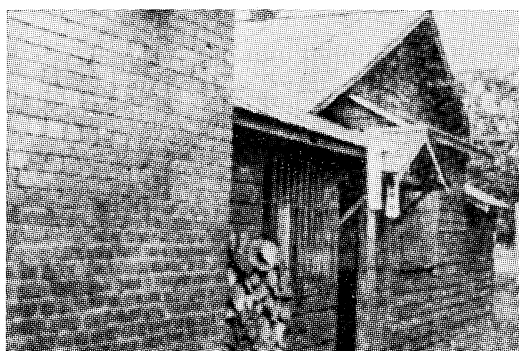
昭和四十一年度流質品公売

出品数 一三二点 貸付金額 二六六、九〇〇円

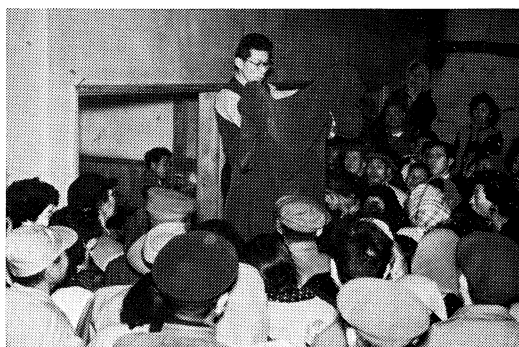
売却内訳

（単位円）

口数	貸付元金	利子	手数料	合計金	売却代金	差引残金	品残
一三二	三六、七〇〇	三、〇〇六	一六八三	三五五九	三六六七〇	二〇、九二二	〇



公益質屋



質流れの公売会



旧滝川市民会館（現滝川児童会館は左側部分）

4 滝川市民会館

昭和二十四年六月社会教育法の施行に伴い、公民館が各地で建設されるようになったが、滝川にも建設の要望が文化協会をはじめ婦人団体・青年団体などから出されていた。

昭和三十年一月三十一日滝川文化協会が音頭をとり、滝川町公民館建設期成会を結成することになり、同年二月七日に結成総会が開かれた。会長に文化協会長五十嵐一郎が当たり運動を始めた。

昭和三十一年九月二十五日の町議会で審議し、当時労働会館の処理のこともあり滝川町では公民館と労働会館の性格を合せ持った滝川町民会館とし、町議会で七名の会館建設特別委員会を組織し

た。

同年十二月五日の議会で会館の位置について「明神町児童公園接続公有地」とし、規模は木造二階建延四三〇坪程と報告されたが、町民会館を朝日町に建設してほしいという請願があり、位置問題は継続審議となった。

翌三十二年三月二十九日の定例議会で位置について委員会の報告を否決したため、全委員が辞職し

委員会解散などの紛糾を続けた。その後同年五月七日の議会に再提案されて、位置は「緑町八番地の七」と決定し、本年度中に大部分を建築して来年中には完成するということが可決された。

昭和三十二年七月二十三日、一三七万円で田端建設工業が落札して工事に入り同年十二月十一日竣工、翌十二日落成式をあげ、同月十六日から開館した。

大会議室（ステージ付）四百人程度収容 中会議室 五〇〜八〇人収容

小会議室 四室 二〇〜五〇人収容 その他とも完成坪数 二八四・七五坪

昭和三十三年の第二期工事は五四五万円で八月一日竣工したが一階は図書室・調理室・小使室等、二階は和室等で建築面積は延一二六・五坪を完成し、会館総延面積は四一一・二五坪となった。

昭和三十三年七月一日滝川市制施行により、滝川市民会館となり竣工式は翌三十四年三月二十七日水道事業竣工式と兼ねて行われた。

市民会館ができて以来、各種会議、懇親会、行事などに活用され特に新生活様式による結婚式場として市民の需要に応じきれないほどであった。

昭和四十年代に入り市内に立派な施設ができ始めるとしだいに利用件数も減りはじめた。昭和三十九年度年間使用件数一、七四九件、四十年一、五九七件、四十一年一、四六八件、四十三年一、二六四件、四十四年一、〇四六件となり、四十六年度は四三九件、四十七年度には三二八件となって昭和四十八年度からは閉館となっていました。

その後、滝川郵便局の庁舎新築で旧市民会館を仮郵便局として

一時使われ、また、昭和四十九年九月からは滝川市児童会館として現在に至るが、隣接して消防本部署が新築されることから昭和五十三年に東部分一・二階延一七七・八七五坪（約五百八十八平方メートル）を解体して、旧大会議室、中会議室、事務室等の二三三・三七五坪（約七百七十一・五平方メートル）が現在の児童会館である。

5 滝川市民会館運営審議会

昭和三十二年十二月十六日滝川町（市）民会館条例が公布され、その第三条第二項に基づいて運営審議会が設置され、町（市）長の諮問に応じ意見を具申するのが任務である。審議会委員は各種団体役員その他学識経験者のうちから町（市）長が委嘱し任期は二年であった。

委員氏名	委 嘱 年 月 日			
	33.1.18	34.12.1	36.12.1	39.1.20
石黒貞一	○			○
武田セイ	○		○	
川井澄晴	○			
杉村哲子	○	○		
豊田由太郎	○	○		
宮田秀男	○			
三好茂	○			
佐藤恒	○			
内山憲一	○			
山下菊太郎	○	○		
樋口隆治	○		○	

委員氏名	委 嘱 年 月 日			
	36.12.1	39.1.20	41.5.10	43.5.10
古館健一		○		△
米田実		○		
武田勝夫		○	○	
岡本義雄		○	○	
岩村巖		○		
竹林ミツ		○		
竹村直一		○		
千村幸		○		
小川正幸		○		
林川正幸		○		
中山弘三		○		

米山三郎	○
更沢亀市	○
鎌田博	○
尾崎勉	○
南義夫	○
吉岡清栄	○
中村武男	○
藤井忠志	○
植井義雄	○
中島正雄	○

敦内喆夫	○
水谷五一	○
森実勇栄	○
神部テル	△
辻奥隆敏	○
次田良敏	○
花摘誠吉	○
西村ケイ子	○
小田中キヌ子	○
木原康博	○

注 △印は任期中途中退任者

6 福祉施設等建設審議会

昭和四十八年に市では福祉施設等の大きな施設の整備をするに当たって、どのような計画をもってその実現をはかったらよいかを、市民の意見を採り入れるため、昭和四十八年十一月九日福祉施設等建設審議会委員の委嘱をした（二五名）。

本審議会では会長に阪本茂・副会長に早弓房松を選出して、当面課題とする福祉施設・農業近代化センター・養護老人ホームなどの三部会を置き、各々が専門的に調査・審議して市長の諮問に応じて答申することになった。

福祉施設等建設審議会専門部会 委員 八名

部会長 業天 孝一 副部長 水谷五一

農業近代化センター部会 委員 八名

部会長 北山 季武 副部長 土井 恒隆

養護老人ホーム等施設部会 委員 七名

本審議会では市の重要な大規模施設の建設に当たることもある

積極的な活動をみせ、道内先進地への視察も行い、建設位置、施設内容など慎重な審議を重ね、全体会議一二回、各部会の計二六回の会議により、各々の施設について答申した。

これに基づき市では建設計画を策定し、次々と着工・完成をみている。まず養護老人ホームが昭和四十九年八月二十七日着工、五十年五月一日開設、広域生活総合センターが四十九年九月十四日着工、五十年四月十四日開館、総合福祉センターが五十年七月三十日着工、五十一年十一月一日開館、火葬場は滝の川斎苑として五十年九月二十五日着工、五十一年五月二十六日完工式、六月一日使用開始、特別養護老人ホームは五十年七月三十日着工、五十一年五月一日開設、軽費老人ホームが五十二年七月二十四日着工、五十三年四月一日開設と大規模施設が次々と完成した。

これにより本審議会は昭和五十三年五月二十九日、当初の目的を果たしたとして解散することになった。

福祉施設等建設審議会委員

阪本 茂	早弓 房松	葉天 孝一	山岸 幹男
今野 正義	竹内 清美	土井 恒隆	香西 キク
矢島 龜齋	水谷 五一	種田 良一(退)	杉浦 善正
森田 光雄(退)	相田 貞弘	草浦 正己	田中 正雄
中川日出吉	武田 勝夫	山本 義郎	北山 季武
石黒 光成(退)	徳田次治郎	山口 光義	水林 清治
手嶋 二枝	(以上四八・一一・九委嘱)		
坂口 末一(四九・六・一委嘱)	(退)	谷岡 齊(五〇・五・三一委嘱)	
鎌田 馨(五〇・七・一六委嘱)	(退)	柴田 哲雄(五〇・七・一六委嘱)	
齊藤 富男(五一・六・一委嘱)	(注)	(退)	は任期途中退任)

第五節 保育園・保育所

滝川の保育施設は昭和十七年に泉町にあった国策会社の人造石油会社の福利厚生施設として、人石で働く婦人のために設置されたのに始まる。人石から滝川化学会社と改組されても引継がれたこの「ひばり保育園」は園児も一〇〇名前後もあり、戦時中にこのような厚生施設があったことは珍しいものであった。

昭和十八年七月六日光暁寺境内の太子堂に滝川託児所が開設された。

戦後、昭和二十二年に法律第六十四号で児童福祉法が公布し、翌二十三年四月一日実施により各地に保育所の設置がみられるようになった。

滝川では黄金町の夕張製作所の子弟を保育する施設を要望していたが、困難なために瑞光寺に保育園開設の働きかけがあり「ひかり保育園」が昭和二十六年九月十日に開設された。

その後、昭和二十八年五月一日北滝の川地区の農繁期保育として「みづほ保育園」、東滝川地区の「東栄保育園」の開園があり、さらに昭和三十二年九月九日市街地区婦人会による「こぼと保育園」、昭和三十八年五月一日「池の前保育園」、昭和四十年六月十八日緑町団地集会所の設置に伴う「みどりまち季節保育所」、昭和四十三年五月一日の西町保育園の開設がある。

一方、江部乙町では町営により昭和三十三年五月一日に中央季節保育所を開設した。

私設保育園の設置は地域の協力によるもので農繁期の幼児保育に有効な季節制保育がなされたものである。

その後、経済の伸長と若年労働力の減少、婦人の職場進出の増加や疾病等に伴う要保育児童の保護保育及び児童の集団生活の効用性が認識されるに及んで通園児が増加し、ひばり・ひかりに続いてこぼと保育園も四季を通じて開園されるようになった。

さらに市街地区に働く婦人の強い要望により、ついに昭和四十一年十月一日市立滝川保育所が緑町に開設された。したがって緑町の保育園は閉園となったが、市立保育所の開設要望がますます高まり私設保育園の公立移管が次々と行われ、また市の市街化区域の拡大に伴う適正保育所増設により、昭和五十四年十二月末現在においては公立認可通年制保育所九カ所となっており、私設については「み

づほ保育園」一園のみとなった。

1 私設保育園

ひばり保育園

昭和十七年人造石油会社の福利厚生施設として設置され、厚生課長が園長を兼ねた。

昭和二十一年九月、人石が滝川化学会社に改組して、保育園も引継がれたものの会社の操業成績が芳ばしくなかったので、建物だけを提供してもらい運営は関係者があつた。

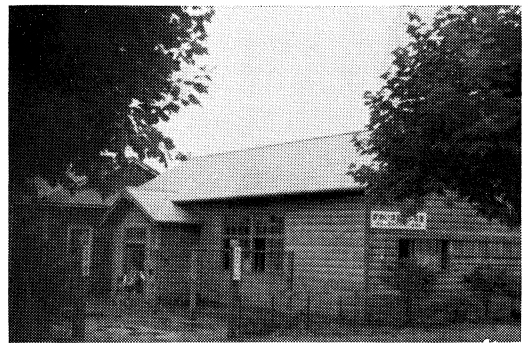
昭和二十二年十月十二日ひばり保育園が再出発して四季を通じて開園し、ひばり保育園運営委員会のもとに運営され、園児も多い時には百数十名にのぼつた。

昭和二十四年二月一日児童福祉法による保育所として認可され、園児百十名、職員定数五名、建物八〇坪（約二百六十五平方メートル）、運動場一〇〇坪（約三百三十平方メートル）であつた。

昭和二十七年滝川化学が閉鎖し、建物は町の所有に移つたが依然として町の助成と父兄の負担で運営が続けられていた。

昭和三十三年八月滝川火力発電所の起工に伴い、位置的に児童に危険が多いとして移転問題がおき、ついに昭和三十四年五月泉町一二七番地（現泉町駐在員事務所）に移転した。

その後泉町地区の発展で園児数も一二〇名を越えるほどになり、園舎の老朽と狭いところから市では昭和四十年六月、東栄小中学校の解体材を利用して改築し、木造モルタル塗り一部二階建、延面積四



旧ひかり保育園

〇六平方メートルを五〇〇万円を以て同年九月二十六日竣工した。昭和四十三年四月一日、地域の要望により市に移管されて「泉保育所」となり、ひばり保育園二六年間の幕を閉じた。

ひばり保育園歴代園長

- 初代 山口 行薫
- 二代 伊藤 貞志
- 三代 山崎 藤平
- 四代 吉田 秀治
- 五代 町野 齋

（運営委員長を兼ねる）

ひかり保育園

昭和二十六年四月、夕張製作所で働く婦人約四十余名から会社の空倉庫を改造して保育所の設置を願ひ出た。

会社不振の折からこれは容れられず、暫定的措置として黄金町の瑞光寺住職高嶋教仁に願ひ出た。住職も一時的ならばということ御堂を開放し、昭和二十六年九月十日ひかり保育園を開設九月一〇八名、十月七五名を保育した。

翌二十七年は五月二十日から十月二十日までの間開設され、園児数は五月一二三人、六月八六人、七月六六人、八月四五人、九月五七人であつた。

地域の発展に伴って入園希望者が多く、一年一年と伸び保育園舎の必要性に迫られて、ついに寺の境内に市の助成と父兄の負担とをもつて昭和三十一年十月、三一・二五坪（約百三平方メートル）、三十

四年三月二十日三一坪を増築（三五万円）木造平家トタン葺六三坪を八三万円で建設した。

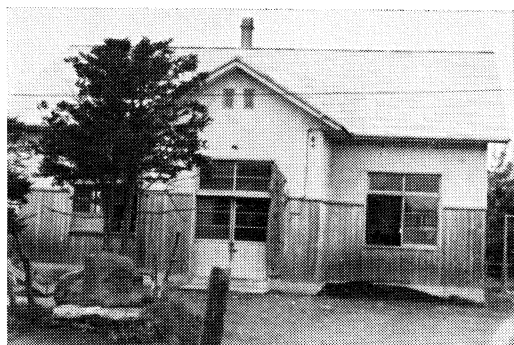
園児は六〇名から一一〇名で四季を通じて開園して児童福祉、教育に尽していたが、市立保育所の増設に際し円満裏に閉園が決定し、昭和五十四年三月、二七年六カ月にわたるひかり保育園を閉じた。

この間の卒園児は二千三百余名を数えている。

歴代園長

初代 高嶋 教仁 二代 高嶋 晃寛 三代 高嶋 博江

みずほ保育園 昭和二十八年二月に滝川婦人会滝の川支部が誕生した。支部長森村能志は保育所の必要を痛感し、北滝の川診療所保健婦小田中キヌコらと相談して保育所設立の計画をすすめた。



旧みずほ保育園



みずほ保育園

準備委員をあげて実行に移り、町長、農協組合長への折衝には中村正直、森村能志らが当たり、滝川町婦人会の協力のもとに絵本、玩具などの寄贈をうけ、同年四月六丁目農協倉庫を借受け、同年五月一日みずほ保育園が開所された。

婦人会は日用品の販売あるいは映画会を開催して純利益を積み重ね、また有志の寄付を仰いで施設の充実に努めた。

昭和三十一年八月、農協支所敷地内の一部に木造平家建三四坪半の保育園舎を新築し、遊び場一五〇坪を確保した。

本保育園は農繁期の四月から一〇月まで開園の季節制をとり、園児は当初五五名から七〇名、年間予算は約三十万円で開設したものである。

昭和三十五年北滝の川区域をもってみずほ婦人会が結成されたが、この婦人会の事業の一つとして保育園の運営が取り上げられた。

昭和四十年代の北滝の川地区の発展はめざましく、幼児数の増加と園舎の老朽化により保育園改築の必要に迫られた。

昭和四十八年四月一日西五丁目市立滝の川保育所が設置されたが、みずほ保育園の保育児数は減ることからますます必要性を感じ、関係者は市当局へ園舎新築の要請を行った。

昭和五十年春、第二小学校新改築に伴う解体材を骨組みとして新園舎が完成した。新園舎は北滝の川九二七番地（現滝の川町西七丁目）に敷地一、三二八平方メートル、建築面積四五九・四平方メートルの木造平家建である。婦人会では施設整備のため日用品販売、募金、寄付と努めた。昭和五十一年四月から開園以来待望していた通

年保育が実現し、園児数一二六名、保母七名の規模となったが、翌五十二年には農協婦人部北滝の川支部が同本部に吸集消滅したために、保育園の運営は関係有志一三名にゆだねられることになった。

昭和五十二年四月、市からの要望により未満児室の増築がなされ園舎総面積五二三・一三平方メートル、敷地一、五七二・四平方メートルとなり、定員は一四〇名、保母数八名となった(注現員七名)。

昭和五十四年度予算は一千八百六十五万円余と年々増額された運営が行われており、園舎内外の整備も進み地域幼児保育の向上は尽している。

歴代園長

- 初代 森村 能志 二代 堀田こふみ 三代 中村 輝子
- 四代 辻奥 トク 五代 猪口 ソヨ 六代 森脇キヨシ
- 七代 榎田 マサ 八代 堀 美代子 九代 兼田 和子

東栄保育園

昭和二十八年四月、東滝川婦人会長三谷きく、滝川種畜場婦人会長吉田富美子及び河内なみ等は保育所の必要を主張し、婦人会をあげてその設立に努めた。当時適当な建物がなかったため、東栄小学校の一教室を借り受け、昭和二十八年五月に季節制保育園として一応の発足をみた。園児数は五〇〜六〇名であった。

その後学校の物置を借りて開園するなど、いろいろ苦難な道を歩いて来たが、ついに昭和三十五年六月園舎四三坪(約百四十二平方メートル)を新築し、遊び場一〇〇坪に各種の施設をなし、東滝川婦人会内に保育園運営委員会を作り、年間予算三〇万円運営にあたった。

昭和四十一年六月、園舎の改築工事が市によって行われ、三五〇



東栄保育園

万円をもって同年九月二十日完成により園舎の整備をした。

このころから東滝川地区住民の減少がみられ、幼児数も少なくなってきた。また市街地区の保育園は次々と市営移管が行われる中に、東栄保育園においては市立保育所の入所基準が厳しく、入園希望者が入園できない公立移管に難色を示し、婦人会の運営が続けられたのである。

しかし運営経費の上昇に加えて園児の管理面や該当幼児の減少もあり、昭和五十一年度から市に移管が決定し、市では二二〇万円を投じて改築を行い、五十一年五月六日東栄保育所として開設した。

歴代園長

- 初代 三谷 きく 二代 吉田富美子 三代 阿部 昭

こぼと保育園

昭和三十二年滝川町婦人会は創立十周年記念事業として市街地の働く婦人のために、季節制の保育所を設置しようとして決定した。婦人会幹部は町理事者、町議会に陳情し、一応一〇〇名程度の児童を収容し得る建物を目差して強く運動を展開した。

同年七月十二日議会は陳情を容れて設置を決定し、田島建設の請負で三四坪工費五〇万円をもって園舎が新築され、昭和三十二年九月九日こぼと保育園の開所となった。

婦人会では絵本、玩具などを集めるほか逐次施設を充実し、隣接の市有施設四二坪も園舎として活用をはかって四季を通じての保育園とした。園児数は六〇名から一四〇名になり、保母六名、年間予算九〇万円くらいで、婦人会の保育園運営委員会による運営が行われたが運営委員会は婦人会幹部のほか社会福祉協議会、社会教育委員会などからも参加してもらった構成となった。

婦人会長は園長も兼ねることになっており、歴代園長は次のとおりである。

なお、昭和四十一年に至って市に移管されることが決定して翌四十二年三月末日をもって廃園となった。

歴代園長

初代 神部テル子三年 二代 新谷 澄子三年 三代 神部富美子四年
四代 武田 セイ五年 五代 田子 ヒサ三年 六代 井手 芳子七・八年

七代 香西 きく元年

八代 神部富美子四・四年

西町保育園 市内各所に保育園

園が設置されたが、西町地区にはこの開設が遅れていたところから昭和四十年ごろに設置の要望が高まってきた。昭和四十三年春、西町地区から市内の幼稚園、保育園に通園する幼児の交通問題や地元

にない不便感が強く感じられた筈内詰夫は町内会、婦人会に保育園

の開設を呼びかけた。

銀川団地、すみれ婦人会、滝川浜益線沿いの町内会の各代表及び駐在員等の会合が開かれ、この四十三年から開設することに決定して園舎は家畜診療所跡を利用することにした。

市に改造費助成を陳情し四〇万円をもって二教室の改造ができ、ただちに園児募集を行って昭和四十三年五月一日「西町保育園」の開園となった。

町内会、婦人会、駐在員などによる運営委員が組織された。運営資金は各会から拠出された五万円から始められ、保母の募集も急拠開園で間に合わず、保母経験者を探し頼み込んで一人を確保して開設し、園児も四〇名足らずで発足させたものである。

翌四十四年度は入園希望が倍増して八〇名近くとなり、保母一名を増員して続けられた。

しかし無認可施設として継続させることよりも公立設置が望ましいことから、市に陳情が行われ昭和四十七年四月一日市立開西保育所の設置により廃園となった。

歴代園長

初代 毎原 政夫



こばと保育園

2 市立保育所

滝川保育所 (位置 緑町二丁目五番一
一 号)

開設年月日 昭和四十一年十月一日

施設の概要

敷地 一、六六七・四三平方メートル

敷地購入費 四五四万円

建物 補強コンクリートブロック造平

家建

床面積 四五三・六三平方メー

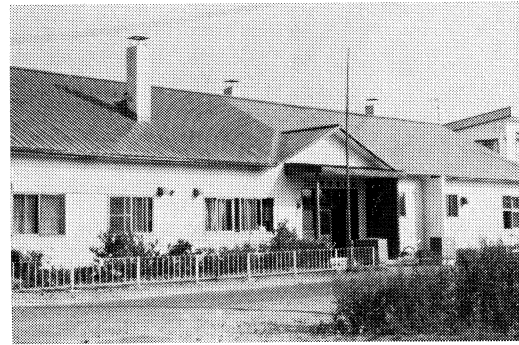
トル

教室数 五

工事費 九七八万円

着工 四一・六・一

竣工 四一・九・二〇



滝川保育所

中央保育所 (位置 明神町三丁目七番
二 四号)

二四号)

開設年月日 昭和四十二年四月一日

施設の概要 開設時は私設こぼと保育園

を市に移管されたものであったが、次

のとおり移転新築した。

敷地 一、二〇九・九一平方メートル

土地購入費 三、五四四万円

建物 鉄筋コンクリート造二階建

延床面積 六九六・九八平方メ

ートル

教室数 六

工事費 七、三二八万円

備品設計等 四八六万円

着工 四九年八月二六日

竣工 五〇年三月三一日

職員数 一七名 移転開設後、市内で初めて乳児保育を実施した。



中央保育所

利用状況

年度	定員	延		人		年度	定員	延		人	
		計	うち三歳	うち三歳	以上			計	うち三歳	うち三歳	以上
四二	九〇一、〇六七		一三一	九三六	四九	九〇一、〇四八		一七九	八六九		
四三	九〇一、〇六二		一四三	九一九	五一	九〇一、〇七二		一七二	九〇〇		
四五	九〇一、〇六九		二〇一	八六八	五二	九〇一、〇七七		一九八	八七九		
四七	九〇一、〇五六		二三六	八二〇	五三	九〇一、〇七三		二二六	八五七		

職員数 八名 (昭和五四年五月一日現在)

利用状況

年度	定員	延		人		年度	定員	延		人	
		計	うち三歳	うち三歳	以上			計	うち三歳	うち三歳	以上
四二	六〇		六九四		四九	六〇		七〇四		一三〇	
四三	六〇		六七八		五〇	一一二〇		二九八		四五三	
四五	六〇		七一〇		五一	一一二〇		四三三		五〇六	
四七	六〇		七〇八		五三	一一二〇		四一九		八七七	

いずみ保育所 (位置 泉町二丁目九番五号)

番五号)

開設年月日 昭和四十三年四月一日

施設の概要 開設時は私設ひばり保育園を市に移管されたものであった

が、昭和五十年から定員増をはかるために、昭和五十年二月五日四

九・八六平方メートル、工事費二九

五万円の増築に着手、同年三月三十

一日完成して現在に至る

敷地 九六八平方メートル

建物 延四五一・四平方メートル

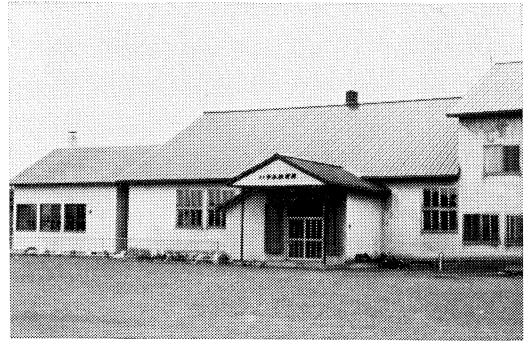
教室数 五

木造モルタル塗、亜鉛鉄板葺

平家建

職員数 一〇名 (昭和五四年五月一日現在)

利用状況



いずみ保育所

年度	定員	延		年度	定員	延	
		計	人			計	人
四三九〇	一、〇四〇	一四一	八九九	五〇二	二八八	一六四	一二四
四五九〇	一、〇四七	一四〇	九〇七	五一二	三二三	一〇四	二〇九
四七九〇	一、〇一〇	一一三	八九七	五二二	三〇五	一三九	一六六
四九九〇	九八一	一三一	八五〇	五三二	二九〇	二〇六	〇八四

開西保育所 (位置 西町三丁目二番三四号)

三四号)

開設年月日 昭和四十七年四月一日

施設の概要

敷地 一、〇〇三・三六平方メートル

建物 補強ブロック造平家建亜鉛鉄

板葺

床面積 四六六・二四平方メ

ートル

教室数 五

工事費 一、八六六万円(うち

建築費一、六九〇万円)

着工 四六・一〇・一九

竣工 四七・三・三一

職員数 八名

利用状況



開西保育所

年度	定員	延		年度	定員	延	
		計	人			計	人
四三九〇	九〇一	二二二	八一四	五一	九〇一	一六二	九〇五
四五九〇	一、〇二七	二二二	八一四	五一	九〇一	一六二	九〇五
四七九〇	一、〇四八	一七六	八七二	五三	九〇一	一五五	九一六

滝の川保育所 (位置 滝の川町西五丁目三番二〇号)

開設年月日 昭和四十八年四月一日
 施設の概要
 敷地 一、七四〇平方メートル
 土地購入費 五四〇万円
 建物 補強コンクリートブロック造
 二階建
 延床面積 四八一・八六平方メートル
 教室数 五
 工事費 二、一〇八万円
 その他経費 五〇万円
 着工 四七・一〇・四
 竣工 四八・三・三一



滝の川保育所

年度	定員	延 人 員	
		計	うち三歳 未満児 以上
四八	九〇	九三六	一四五
五〇	九〇	一四二	七九一
年度	定員	延 人 員	
		計	うち三歳 未満児 以上
五二	九〇	一〇七四	一七五
五三	九〇	一〇七五	一三六
五三	九〇	一〇七五	九三九

あさひ保育所 (位置 朝日町西二丁目二番一八号)

開設年月日 昭和四十九年四月一日
 施設の概要
 敷地 一、二五六・一九平方メートル
 土地購入費 九六七万円
 建物 補強コンクリートブロック造
 平家建
 延床面積 五一六・九三平方メートル
 教室数 五
 工事費 二、八三五万円
 着工 四八・九・一三
 竣工 四九・三・二五



あさひ保育所

年度	定員	延 人 員	
		計	うち三歳 未満児 以上
四九	九〇	一〇三七	二〇四
五一	九〇	一〇七二	一三八
年度	定員	延 人 員	
		計	うち三歳 未満児 以上
五二	九〇	一〇七一	一五三
五三	九〇	一〇七九	一六三
五三	九〇	一〇七九	九一八

職員数 九名
 利用状況

職員数 九名
 利用状況

東栄保育所 (位置 東滝川四二三番地)

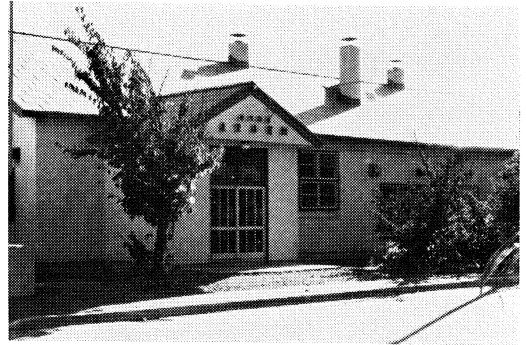
開設年月日 昭和五十一年五月一日
 施設の概要 敷地 二、一八二平方メートル(借地)

建物 木造モルタル塗平家建
 延面積 二四七・〇五平方メートル
 教室数 三

私設東栄保育園を市に移管して開設したもので、開設にあたり内部改造、工事費二二〇万円その他一〇〇万を要した。

職員数 五名
 利用状況

年度	五二	五一	計	延	人員	年度	五一	五二	計	延	人員
定員	三〇	三〇	三四四	うち三歳 児未満	三六	定員	三〇	三〇	三四〇	うち三歳 児未満	三八二
				うち三歳 児以上	三〇八					うち三歳 児以上	二八二



東栄保育所

江部乙保育所 (位置 江部乙町西二丁目六番一四号)

昭和三十三年四月一日、当時の江部乙町では夏期における就労助長と幼児の保護育成を目的として、青年会館を利用して「町立中央季節保育所」を設置した。

入所資格は三歳以上小学校入学前の幼児で疾病その他保育に支障のない者とし、入所費は一日三〇円(四十二年度から五〇円)で生活困窮家庭は減免措置を講じた。保育時間は午前七時から午後五時までとし、保育期間は五月中旬から七月中旬までと九月上旬から一〇月下旬までの農繁期を考慮した季節制とした。

開設場所は青年会館を取りこわし体育館を建設することになり、専光寺の建物を借用、役場物置、農業センターを移動して、昭和四十三年秋からは体育館に接する江部乙児童館を利用した。

利用状況

年度	春	秋	計	年度	春	秋	計	
延	八八六	一、九四五	四二一、〇一六	延	九六四	七四四一、七六〇	延	九六四
延	一、一七六	二五九一、四三五	四一、〇三一	延	一、〇三一	九二七一、八九一	延	六八二
延	九三九	二九六一、二三五	四七	延	八三二	五六八一、四〇〇	延	四〇〇
延	一、二九六	六六三一、九五九	四八	延	六五六	六〇一一、二五七	延	二五七
延	一、三九三	六四〇二、〇三三	四九	延	八〇四	九八二一、七八六	延	七八六
延	一、〇二	七四九一、八五一	五〇	延	一、〇一六	〇二五二、〇四一	延	〇四一

昭和五十一年度から公認保育所とするため同年四月六日児童館を一三五万円を以て改築し、同月二十八日完成して五月七日定員三〇名の江部乙保育所が開設され、施設内容は敷地面積一、六六〇・三四平方メートル、建物は木造モルタル一部二階建延面積二二二・〇

二平方メートルであった。

昭和五十三年に江部乙国民健康保険病院の移転新築に伴い、病院跡を保育所に利用するため改築して昭和五十三年十二月四日開所式が行われた。なお定員は六〇名となった。

施設の概要

敷地 一、八五一・八三平方メートル
建物 コンクリートブロック造り二階建のうち、保育所は一階部

分（二階は老人ホーム関係及び地域集会所）

保育所関係床面積 四九五・三平方メートル

教室数 六

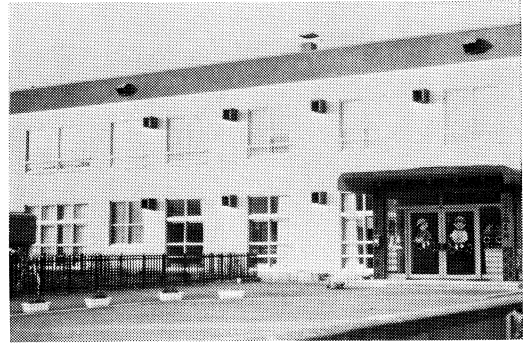
工事費 三、八五六万円

着工 五三・八・八 竣工 五三・一一・二〇

職員数 六名

利用状況

年度	定員	延 人 員		年度	定員	延 人 員	
		計	うち三歳未満児以上			計	うち三歳未満児以上
五一	三〇	二八三	六五	五三	六〇	四五五	四九
五二	三〇	三五三	二四	六〇	四五五	四九	四〇六



江部乙保育所

二の坂保育所（位置 二の坂町東二丁目九番）

開設年月日 昭和五十四年四月一日

施設の概要

敷地 二、〇四〇・五平方メートル
建物 コンクリートブロック造二階建

延面積 七〇二・二平方メートル

教室数 六

工事費・備品費

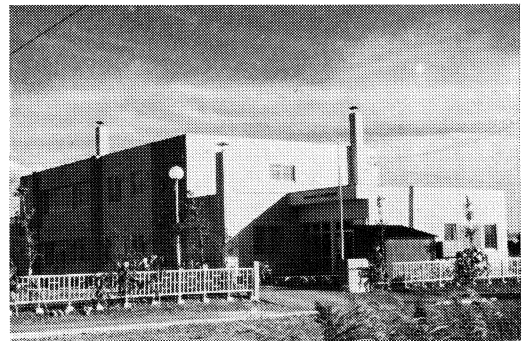
約八、五〇〇万円

着工 五三・七・一一

竣工 五四・三・一〇

定員 一三〇人、二歳児未満二四人、三歳以上三歳未満二四人、三歳以上七二人

職員数 一五人（昭和五十四年五月一日現在）



二の坂保育所

第六節 公営住宅等

戦後、町民の住宅難は深刻なもので民生安定のために公営住宅の建設には特に力を注ぎ、昭和二十五年以来毎年建設されている。

昭和二十三年に引揚者のために四棟一六戸を建て、また二十六年、二十七年と引揚者住宅を東三丁目に建設したが、引揚者や疎開者などの転入者に対応できる数ではなく、当然住民も住宅難であった。

こうした状況の中で滝川町では昭和二十五年に国庫補助庶民住宅

として黄金町西一丁目に木造平家建一棟一戸敷地一〇八坪(約三百五十七平方メートル)で三〇戸分を建設した。

翌二十六年にも朝日町の朝日団地に同様な住宅一〇戸を建設したが、この年法律第九十三号をもって公営住宅法が制定され、毎年耐火構造の公営住宅(略して「公住」)が建つようになったが、昭和二十年代の公住は一棟二戸建が主流で四戸建は二十八年からわずかに建つ程度で、およそ長屋方式ではなかったのである。

しかし、しだいに一般個人住宅も新築を増してくると宅地の確保が困難となり、建築費も上がる一方で、地価も高くなり当然郊外に敷地を求めるようになり、費用も安い長屋方式に変わって、昭和三十年代からは一棟に六戸から八戸建が普通となった。

住民の住宅事情は人口の増加に伴い、毎年三〇戸から五〇戸の公住建設と二〇〇件近い建築申請による個人住宅が完成していたものの住宅不足は一向に解決されず、公住の申込みは常に数倍あり、抽せん会を催して入居者を決めていた。

昭和三〇年代の後半からは核家族化が高まり、世帯数が著しく上昇して、昭和三十五年十二月一日から七日まで旧滝川工業高校跡地(一の坂町西三丁目)一一六区画の分譲受付など宅地分譲を進めてきたが、なお住宅の不足があり昭和四十年頃からは個人住宅の建築ラッシュで、昭和四十八年の石油ショックまでは高度経済成長の波に乗って住宅の増加をもたらせた。

公住もまた毎年増加され建設にあたり団地を形成していった。当初は市街中心地に近く一の坂、西一丁目、朝日町などへ小団地の形

成であったが、昭和三十二年の銀川団地、三十五年の江陵団地(旧泉町地区西二丁目)、三十七年東町、三十八年緑町の団地や、さらに大きく四十年の開西団地、四十三年西六丁目、四十六年見晴団地、四十七年の西五丁目団地は団地が連続する大団地を形成させた。

次に四十八年には東二丁目団地(黄金町)、四十九年五十年と造成された滝の川団地は公住のほか分譲地に商店・個人住宅が続々建てられた二〇万八、〇〇〇平方メートルの大団地が出現した。

なお公営住宅の入居資格については一種・二種区分ごとに月額収入基準があり、これを超過する者は入居できない。

団地別建築年度別公営住宅数(五四年三月末現在)

団地名	所在地	建築年度	棟数	戸数	面積		
一の坂町団地	一の坂町東一丁目から東三丁目までの間	二六年	五棟	一〇戸	三三・五		
		二七年	一〇	二〇	七九・〇		
		二八年	一一	三〇	一、一七・七		
		二九年	九	二六	一、〇五・七		
		三〇年	三	一八	七五・〇		
		計	三八	一〇四	三、九七・元		
		西一丁目団地	一の坂町西三丁目一八九番地	二七年	四	八	三三・六
				三〇年	二	一〇	二九・三
				計	六	一八	五六・九
				朝日町西三丁目一七番地	二九年	三	六
朝日町団地	朝日町西三丁目一七番地	二九年	三	六	三〇・七		
		三〇年	五	一〇	三六・三		
		計	八	一六	五六・元		
黄金町団地	黄金町西一丁目六〇	二九年	四	一六	一四・四		
		計	四	一六	一四・四		
東三丁目団地	黄金町東三丁目一二九	四一年	一	四	三四・四		
		計	一	四	三四・四		
西町団地	西町六丁目二二番地	三一年	二	八	二六・六		

銀川団地	有明町三丁目三九三	三二年 三三年 三四年	二棟 五〃 六〃	一四戸 二八〃 三〇〃	四三・三〇 八五・九五 八五・六
開西団地	幸町二丁目八六	四〇年 四一年 四二年 四三年	九〃 九〃 一四〃 一〃	四〇〃 四二〃 六〇〃 四〃	一、四二・六 一、五九・五 二、五〇・六 一、五・六
泉町団地	泉町一丁目一二七	三一年	二〃	一四〃	四七・六
江陵団地	幸町四丁目二五三	三五年 三六年 三七年	九〃 八〃 二〃	三二〃 三二〃 八〃	一、〇三・七 一、〇五・九 三、〇・九
東町団地	東町三丁目・四丁目	三七年 三八年	六〃 三〃	二四〃 一〇〃	五五・六四 三〇・三〇
東団地	東町六丁目一九六	四一年 四四年 四五年(含集 会室)	三〃 一〃 一〃	一四〃 二〃 二〃	五三・三 八〇・四 一、一三・二
緑町団地	緑町六丁目七四	三八年 三九年	五〃 一三〃	二二〃 五〇〃	七五・二 一、七五・四
東滝川団地	東滝川町三丁目四二 九	二八年 二九年 五三年	三〃 二〃 二〃	六〃 四〃 七〃	一、二六・六 一、三・九 三、七・三
西六丁目団地	滝の川町西七丁目西 八丁目九二七	四三年 四四年	一三〃 一〃	五六〃 六〇〃	三、〇七・三 二、三九・二

西五丁目団地	滝の川町西五丁目西 六丁目九三三番地又 は九三六番地	四七年 四八年 四九年 五〇年	一一〃 一二〃 一五〃 一〃	四二〃 五〇〃 六〇〃 四〃	一、八〇・〇 二、〇三・六 二、九七・四 〇・五・〇
見晴団地	滝の川町西三丁目九 七五四丁目西五丁 目	四六年 四七年	一四〃 九〃	五八〃 二八〃	二、四三・九 一、〇一・九
滝の川団地	滝の川町東二丁目東 三丁目	(含集會室) 五〇年 五一年 五二年 五三年	二二三〃 一〇〃 一五〃 一六〃	八六〃 五六〃 六八〃 八七〃	三、六四・七 二、八三・四 四、六六・三 五、〇元・七
あさひ団地	江部乙町東十一丁目 八〇七	三九年 四二年	二〃 六〃	八〃 一六〃	二、八・八 五、三・六
緑ヶ丘団地	江部乙町三九三八	三〇年	三〃	六〃	一、八・六
こがね団地	江部乙町西一三丁目	三九年	二〃	八〃	二、〇・三
宮前団地	江部乙町東一二丁目 一八四二	二八年 二九年	五〃 五〃	一〇〃 一〇〃	三、三・六 三、三・六
新興団地	江部乙町東一〇丁目 七七三	四五年 四六年	四〃 四〃	一六〃 一六〃	六、四・三 六、四・三
江南団地	江部乙町東一丁目 八〇一	四二年 四三年	四〃 四〃	一四〃 二〇〃	五、六・六 五、〇・六

団地別建築年度別福祉住宅数（五四年三月末現在）

団地名	所在地	建築年度	棟数	戸数	面積 ^m
東三丁目団地	黄金町東三丁目一二九	四五年	二棟	一二戸	三〇・七
泉町団地	泉町一丁目二二七	三二年 三七年 三八年 三九年	二〃 三〃 二〃 三〃	一二〃 一二〃 八〃 一二〃	二六・五 三四・四 三七・三 三五・〇
江陵団地	幸町四丁目二五三	四〇年 四二年	二〃 四〃	八〃 一六〃	二四・六 五〇・六
東団地	東町六丁目一九六	四三年 四四年 四五年	四〃 六〃 五〃	一六〃 二四〃 二〇〃	五〇・六 八四・三 六七・三
小計			一〇〃	四四〃	一、二五・六
緑町団地	緑町六丁目七四一二	四一年	三〃	一二〃	三七・〇
小計			一五〃	六〇〃	二、〇九・九

団地名	所在地	建築年度	棟数	戸数	面積 ^m
北辰団地	江部乙町西一二丁目一五二六	五〇年 五一年 五二年(含集 会室) 五三年	四〃 四〃 三〃 一四〃	二〇〃 二〇〃 一一〃 一五〃	一、〇六・〇 一、〇六・七 六九・四 三、七六・六
小計			二九〃	一一九〃	四、七八・二

団地名	所在地	建築年度	棟数	戸数	面積 ^m
西五丁目団地	滝の川町西五丁目西六丁目	五〇年 五一年	二棟 三〃	一二戸 一二〃	四二・三 五五・三
見晴団地	滝の川町西三丁目西四丁目	四六年 四七年 四八年 四九年	七〃 三〃 三〃 一六〃	三二〃 一六〃 一四〃 一二〃	一、二二・五 六七・九 五五・六 四七・三
新興団地	江部乙町東一〇丁目七七二	四九年	二〃	八〃	三、四一・六

のとおりに建築された。

啓南団地は一般道営住宅中層耐火構造建設で、空知町三丁目に次のとおり建築された。

啓南団地	空知町八〇一〇番	建築年度	棟数	戸数	面積 ^m
小計		五一年 五二年 五三年 五四年	一棟 一〃 一〃 二〃	三二戸 三二〃 三一〃 三二〃	一、九一・六 一、〇七・〇 一、〇六・二 二、五三・六

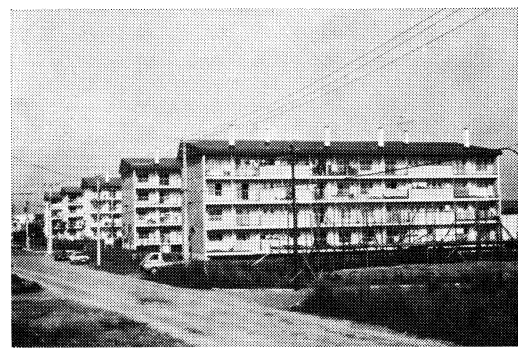
旧滝川市町公営住宅入居者選考委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日
樋口 隆治	三、二〇	三、二〇	中村 武男	三、二〇	三、二〇
入沢 弥之助	三、二〇	三、二〇	内山 憲一	三、二〇	三、二〇
国兼 保男	三、二〇	三、二〇	片山 佐八	三、二〇	三、二〇
佐藤 伸昭	三、二〇	三、二〇	松沢 寛	三、二〇	三、二〇
大渡 清治	三、二〇	三、二〇	中川 正	三、二〇	三、二〇
小谷 美行	三、二〇	三、二〇	吉田 儀作	三、二〇	三、二〇
橋本徳四郎	三、二〇	三、二〇	相田 貞弘	三、二〇	三、二〇
奥 久次	三、二〇	三、二〇			

田子	ヒサ	元・二・〇〇	元・二・六	荒島	保	元・二・七	元・七・三
中島	正雄	元・六・三	元・二・六	米田	実	元・二・七	元・五・〇
平田	登喜雄	同	右	青木	仁八	同	右
中野	一郎	同	右	今井	定利	元・八・一	元・三・三
藤田	利雄	同	右	中村	忠	同	右
家村	金治	同	右	布川	春雄	同	右
秋山	秀晴	同	右	白水	務	元・五・〇	元・三・三
南	義雄	同	右	千葉	武幸	同	右
真田	整一	元・二・〇	元・三・九	古館	健一	同	右
林	与一	元・三・〇	元・二・六	長井	慶治	同	右
林	龟	同	右	中村	常雄	同	右
江川	虎松	同	右	草浦	正己	同	右
田村	一雄	同	右	福島	隆治	元・五・〇	元・三・三
金山	二男	元・九・五	元・二・六	西村	ケイ子	同	右
門山	康夫	同	右	矢島	亀	同	右
金子	協平	同	右	岸	克己	元・五・〇	元・三・三
大和田	実	元・二・七	元・二・六	辻奥	隆敏	元・一・〇	元・一・〇
石黒	貞一	同	右	中島	広保	元・七・七	元・七・七
吉田	堅治	同	右	館	正敏	同	右

江部乙町公営住宅入居者選考委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日
吉田 清作	元・二・二四	元・五・一	宮崎 定由	元・九・〇	元・一・一〇
篠原 市郎	元・二・二四	元・五・一	村上 武雄	元・六・一	元・五・一
山本 宗平	同	同	梅野 種勝	元・八・三	元・五・三
佐藤専之助	同	同	松ヶ平 五作	元・六・一	元・五・三
早弓 房松	同	同	粟井 利平	元・一・〇	元・五・一
吉田 精一	同	同	吉田 昇一	元・九・三	元・五・三
山本伊三郎	元・三・二四	元・五・三	黒田 実	同	同



啓南団地道堂中層住宅

前田	春市	元・五・一	元・五・三	石黒	光成	元・六・一	元・三・三
虎谷	宗善	同	右	徳田	次治郎	同	右
鈴木	一	元・三・三	元・五・三	寺島	周一郎	同	右
古沢	周吉	元・九・一	元・九・三	鎌田	馨	同	右
中西	重清	同	右	鹿角	猛夫	元・八・一	元・三・三
寺崎	政朝	元・六・一	元・三・三				

新・滝川市公営住宅入居者選考委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日
白水 務	元・八・三	元・八・一	相田 真弘	元・八・二	現在
千葉 武幸	同	同	西村	ケイ子	同
松ヶ平 五作	同	同	中島	広保	同
太田 薫	同	同	矢島	亀	同
寺島	周一郎	同	橋向	国臣	同
館 正敏	同	同	草沢	薫	元・八・二
中村 正男	同	同	小田	キヌコ	同
			由良	寅二	同
			早弓	房松	同
			土井	恒隆	同
			大井	務	同
			福田	朝野	元・八・二
			大崎	文夫	同
			土田	好晴	同
			金山	二男	同
			田口	一考	同
			大西	英男	同
			青木	仁八	同

各營業年度の財政状況	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第一〇	第一一
營業年度	38・3	38・4	38・5	38・6	38・7	38・8	38・9	38・10	38・11	38・12	39・1
貸借対照	35,950	20,374	29,630	29,555	18,173	19,799	20,467	27,903	31,779	33,966	32,455
損益計算	3,561	4,859	7,668	6,996	7,933	7,648	8,921	9,886	11,400	14,033	14,033
損益収支	3,561	9,933	5,577	3,533	1,959	9,900	8,000	1,000	3,000	1,350	3,870
配当金準備金	200	500	200	200	500	200	200	200	200	200	200
税金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位千円)

營業年度	貸借対照	損益計算	損益収支	上記のうち		
				配当金準備金	税金	繰越金
第一(38・3)	35,950	3,561	3,561	—	—	—
第二(38・4)	20,374	4,859	9,933	200	—	—
第三(38・5)	29,630	7,668	5,577	200	—	—
第四(38・6)	29,555	6,996	3,533	200	—	—
第五(38・7)	18,173	7,933	1,959	500	—	—
第六(38・8)	19,799	7,648	9,900	200	—	—
第七(38・9)	20,467	8,921	8,000	200	—	—
第八(38・10)	27,903	9,886	1,000	200	—	—
第九(38・11)	31,779	11,400	3,000	200	—	—
第一〇(38・12)	33,966	14,033	1,350	200	—	—
第一一(39・1)	32,455	14,033	3,870	200	—	—

注 千円未満は四捨五入によった。



滝の川団地の公営住宅と建売住宅

り、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的として、昭和四十七年六月十五日法律第六十六号をもって公有地の拡大の推進に関する法律が施行された。

滝川市においてもこの法に基づき滝川市土地開発公社の設立準備を進め、昭和四十八年一月二十五日基本財産五〇〇万円を全額滝川市出資による発足をみた。役員は理事八名以内と監事二名である。

これにより従来、土地の取得・管理・処分等を行っていた株式会社滝川振興公社から土地開発に関する事業が土地開発公社に移譲されて、目的を達成するための業務が行われている。

歴代社長 氏名 就任年月

初代 山下菊太郎 元・三・元

二代 佐久間貞江 昭・一・元

三代 吉岡 清栄 興・五・八

滝川市土地開発公社 都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代って土地の先行取得を行うこと等を目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることによる

土地開発公社設立後の業務一覽

年度	取 得		処 分		剰余金計算書 (千円)		剰余金処理 (千円)		
	面積 ha	金額 千円	面積 ha	契約金額 千円	前年度 利益剰 余金	当年度 純利益	当年度未 処分利益	利 益 積立 金	翌年度 繰 越
四七	一四八	二五〇、八三	〇・四	三、九六	—	三、四〇	三、四〇	—	三、四〇
四八	四〇	五五、二九五	九・七	二四、九六	三、四〇	三三、一四	二六、五〇	二五、〇〇	一、五〇
四九	二九	一五、〇四	七・三	二七、四六	一、五〇	三三、三四	四、九四	—	四、九四
五〇	七二	三六、二七	一五・七	四〇、七四	四、九四	二、〇七	二五、九六	二五、〇〇	九六
五一	二八	三三、三〇	一〇・一	六〇、四〇	九六	二六、三八	二九、三四	二六、〇〇	一、三四
五二	三五	三二、六五	六・五	五九、〇五	一、三四	三、五三	三三、八七	三三、〇〇	八七
五三	七八	五五、五三	三八	四六、六三	八七	一三、六三	一四、五〇	一四、〇〇	五〇
五四	七七	四一、四四	三四	四七、〇六	五〇	三、六三	三、八三	三、〇〇	八三

理事長

後呂 義久 昭和四一、二五

現在